



新型コロナウイルス追加接種（3回目） 集団接種の予約について

次のとおり集団接種の予約を開始します。

【対象者】（箱根町に住民票のある方）

2回目接種が令和3年11月14日までに完了している12歳以上の方
（対象の方には接種券が発送されています）

【予約期間】 5月9日（月）～10日（火）

【集団接種日程】

日 程	5月14日(土)	5月18日(水)	5月22日(日)
会 場	さくら館	さくら館	さくら館
使用ワクチン	ファイザー	ファイザー	ファイザー
接種受付時間	13時00分～ 15時30分	13時00分～ 15時30分	9時00分～ 15時30分

【予約方法】

町予約専用コールセンターへ電話もしくは町ワクチン接種予約サイトより予約してください。電話・予約サイトともに、予約初日は8時30分から受付開始し、予約最終日は、17時30分で締め切ります。

2次元コード

●町新型コロナウイルスワクチン接種予約サイト （予約期間中は24時間受付）

アドレス：

<https://taskcore.tkc.jp/cu/143821/r1/residents/procedures/procedure/1/0>



●町予約専用コールセンター（受付時間8時30分～17時30分） 0570-055-833

※予約期間のみ開設します

照会先 保険健康課新型コロナウイルスワクチン接種対策室 電話（85）9577

★ホームページ URL <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）

～裏面もご覧ください～

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

町内に住所を有する方で、年度内に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方が対象となります。

【対象】

◎令和4年度に対象となる方の生年月日

- ・65歳：昭和32年4月2日～昭和33年4月1日
- ・70歳：昭和27年4月2日～昭和28年4月1日
- ・75歳：昭和22年4月2日～昭和23年4月1日
- ・80歳：昭和17年4月2日～昭和18年4月1日
- ・85歳：昭和12年4月2日～昭和13年4月1日
- ・90歳：昭和7年4月2日～昭和8年4月1日
- ・95歳：昭和2年4月2日～昭和3年4月1日
- ・100歳：大正11年4月2日～大正12年4月1日

【接種期間】

4月1日～令和5年3月31日（金）

【自己負担額】

3,000円

【接種可能医療機関】

保健だより13・14ページ、または、ホームページを参照してください。

※記載されている生年月日の方であっても、これまでにこのワクチンを接種したことがある方は対象となりません。

※60歳～65歳未満の心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいをもつ方も対象となります。

※生活保護世帯の方、町民税非課税世帯の方は、申請により費用が免除されます。申請は、さくら館、保険健康課（役場本庁）、各出張所で受け付けています。

※令和4年度版箱根町保健だよりの「★高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種」（p6）の記載に誤りがありました。なお、年齢・生年月日については、変更ありません。訂正し、お詫び申し上げます。

正…◎令和4年度に対象となる方の生年月日

誤…◎令和3年度に対象となる方の生年月日

照会先 保険健康課健康推進係 電話（85）0800（さくら館内）

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

★ この回覧「まちだより」は町のホームページにも掲載しています。【令和4年4月25日発行】

第6次総合計画後期基本計画を策定しました

町では、箱根町自治基本条例に基づき、町政運営の基本的な指針として平成29年に箱根町第6次総合計画を策定し、目指すべき将来像「やすらぎとおもてなしのあふれる町一箱根」の具現化へ向けて各種施策を継続的に推進しています。このたび、総合計画前期基本計画の計画期間が令和3年度をもって終了することから、引き続き令和4年度から8年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画を策定しました。

後期基本計画では、前期基本計画を踏まえつつ、めまぐるしく変化する社会経済情勢や時代の流れに的確かつ柔軟に対応するため、新たな課題として「町民の暮らし第一のまちづくり」、「持続可能なまちづくり」、「ブランドカアアップ」、「新型コロナウイルス対策」の4点を加え、これらの課題解決に向けて、各種施策に積極的に取り組みます。また、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略における取組みは、人口減少による地域経済縮小のリスクを回避して、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すものであり、第2期箱根町まち・ひと・しごと創生総合戦略を後期基本計画と一体的に策定することで、より効率的かつ効果的な推進を図ります。

※今号のまちだよりに、概要版を添付してあります。

また、町のホームページでも掲載しています。



2次元コード

照会先 企画課 電話(85)9560

「健康づくり推進委員」を募集します

町民の皆さんの健康づくりに協力する「健康づくり推進委員」を次のとおり募集します。

「健康づくり推進委員」は、町の保健事業への協力や地域の健康づくり事業を実践していただくボランティアです。

【応募資格】

町内に住所を有する方で、保健事業の推進に理解があり役割の遂行に熱意のある方(年齢要件などの詳細については、お問い合わせください。)

【活動内容】

- (1) 町の保健事業(各種健康診査等)への協力
- (2) 地域での健康づくりの実践
- (3) 健康づくり研修会への参加

【任期】 令和4年6月1日(水)～令和6年5月31日(金)【2年間】

【募集人数】 15人(先着順)

【申込期間】 5月9日(月)～5月16日(月)

【申込方法】 電話で申し込んでください。

申込・照会先 保険健康課健康推進係 電話(85)0800(さくら館内)

箱根探訪会「鎌倉時代と江戸時代の 箱根路をめぐる」参加者募集

鎌倉時代に造られた石仏・石塔が残る元箱根石仏群と、江戸時代の東海道の石畳や杉並木が残る箱根旧街道は、国の重要文化財や史跡に指定されている、箱根を代表する文化財です。

今回の探訪会では、鎌倉時代と江戸時代の箱根を追体験できる、この2つの史跡を中心に、両者をつなぐハイキングコース上にあるお玉が池や、古からの湯治場として知られる芦之湯など、周辺の史跡などをあわせて散策します。

この機会に地域の文化財について理解を深めてみませんか。

新型コロナウイルス感染症のまん延状況により、中止する場合があります。

また、開催当日に発熱などの症状のある方や、過去14日間以内に濃厚接触あるいはその疑いがある方などは、参加をお断りする場合があります。

当日は検温や手指の消毒、マスク着用などの感染防止対策に協力をお願いします。

【日時】 5月31日（火）10時～13時（受付：9時30分から）※雨天中止

【集合・解散】 「東芦の湯」バス停・海賊船元箱根港（現地集合・解散）

※全行程を徒歩で移動します。途中、険しいハイキングコースを含む健脚向きの探訪会です。

【見学先】 元箱根石仏群および箱根旧街道のほか、芦之湯東光庵やお玉が池、賽の河原など、周辺の史跡をめぐる予定です。

【定員】 20人（定員をこえた場合は抽選）

【参加費】 200円（保険代、資料代）

※昼食は含みませんので、解散後各自で取ってください。

【申込期限】 5月17日（火）必着

【申込方法】 「往復はがき」もしくは「電子メール」にて受け付けます。

希望者それぞれの①住所 ②氏名 ③年齢 ④性別 ⑤電話番号 ⑥今回の探訪会開催を知った方法を記入して申し込んでください。

1回（はがき1枚・メール1通）につき2人まで、1人につき1回のみ申し込みができます。

【申込先】

往復はがきの場合 〒250-0311 箱根町湯本 266 生涯学習課文化財係

電子メールの場合 kyoudo@town.hakone.kanagawa.jp

照会先 教育委員会生涯学習課文化財係 電話（85）7601



イノシシなどの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシの出没や掘り起こしなどによる被害が増えています。神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わななどによる捕獲を実施しています。3年度は合計77頭（わな69頭、銃器8頭）です。

なお、捕獲地域は次のとおりです。

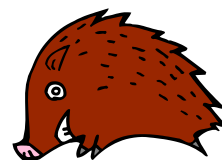
※3年度3月末現在地域別捕獲頭数

湯本地域26頭、温泉地域2頭、宮城野地域16頭、仙石原地域20頭、箱根地域13頭
また、ニホンジカの3年度3月末現在の捕獲頭数は84頭（わな75頭、銃器9頭）です。

なお、現在銃器による捕獲も実施しています。

銃器の使用に当たっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページなどによりお知らせしますので、協力をお願いします。

照会先 環境課美化保全係 電話(85)9565



イノシシの出没を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシは家庭などから出る生ごみや、庭等に生えているユリやタケノコ等のおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることや、庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵等で囲うといった対策をとる必要があります。

イノシシなど有害鳥獣の被害防止対策について、マニュアルを作成しました。役場、出張所のほか、町ホームページにも掲載していますので、利用してください。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵等を設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシへの餌やりはやめましょう！

もし子どものイノシシを見かけても、絶対に餌などを与えないでください。子どものイノシシに餌を与えることで人を恐れなくなり、人に近づいてきたり人里近くに住みつくようになってしまうことがあり、近くに親のイノシシがいて人を襲ってくる危険性があります。また、野良猫への餌やりはイノシシなどの野生動物をおびきよせる原因になりますので、無責任な餌やりは絶対にしないでください。

みんなで互いに注意し合って、イノシシの出没を減らしましょう。

照会先 環境課美化保全係 電話(85)9565

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

譲ります

(4月12日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1370	ハンディ無線機		普通	応相談
1373	バーベキューセット	(コンロ・炭・ポリタンク ガーデンパラソル等)	良い	無料
1374	金属製タイヤチェーン(ケース付)	235 × 55 × 18	新品	無料
1375	ベビーチェア	2歳児用	良い	無料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2139	打楽器	タンバリン、マラカス、 カスタネット	普通	無料
2140	猫用品 (猫ボランティアで使用)	キャリーバッグ、ケージ、 シート、フード等	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。
また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。
掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。
- ※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565

